

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンのもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値を向上させていくためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。コーポレート・ガバナンスの実践によって、経営の健全性・効率性及び透明性の維持・向上を図り、必要な施策を講じるとともに説明責任を果たしていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 一宏	1,023,000	50.15
株式会社インフロー 代表取締役 田坂 正樹	777,000	38.09
田坂 正樹	240,000	11.76

支配株主(親会社を除く)の有無	田中 一宏
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現時点において、当社と支配株主の間には取引はなく、今後も取引を行う予定はありませんが、当社が支配株主と取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを前提として、取締役会において審議の上、その決定を得るものとしており、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、三様監査（監査役監査、内部監査、監査法人監査）の実効性を高め、かつ監査の質的向上を図るべく、三社間での監査計画・監査結果の報告、意見交換等を実施し、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎禮次郎	他の会社の出身者													
櫟木一男	他の会社の出身者													
鶴英将	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎禮次郎	○	該当事項はありません。	上場企業グループ会社の取締役経理部責任者、常勤監査役としての経験・見識からの観点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外監査役に適正と判断したためであります。
櫛木一男	○	該当事項はありません。	金融機関において要職を歴任後、上場企業の監査役を務められた経験から、幅広い見識に基づいた経営の監督を期待し、社外監査役に適正と判断したためであります。
鶴英将	○	該当事項はありません。	上場企業の取締役最高財務責任者としての経験から、経理及び経営管理の豊富な知識に基づいた経営の監督を期待し、社外監査役に適正と判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

会社の業績や経営内容、個々の職責と実績等を総合的に勘案し、取締役の報酬についてはストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や意識を高めるため、取締役、従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会での決議により報酬限度額を決定しております。各役員の報酬額については、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績等を総合的に勘案して、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは、常勤監査役及び経営企画室が中心となり、重要な会議や書類の閲覧、内部監査の結果等について、情報伝達や意見交換をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は、常勤の取締役3名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程、職務権限規程に基づき、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合は、適宜取締役会を開催することとしております。取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、そのうち1名は常勤監査役であります。常勤監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役に對し必要な助言、提言を実施しております。非常勤監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、上場企業の役員として得た豊富な知識と経験から、幅広い視点からの経営監視を実施いただいております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

3) 経営会議

当社は、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、代表取締役、各部門責任者(取締役、部長、経営企画室リーダー)で構成され、常勤監査役をオブザーバーとして、原則として月1回定期的に開催しております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門における業務の報告、及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討を行うほか、新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っており、各部門の活動状況について代表取締役へ報告する場として、また部門間の情報共有の場として、活発な議論を交わすことで、経営活動の効率化を図っております。

4) 内部監査担当

代表取締役の直轄である経営企画室内に内部監査担当者1名を置き、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告するとともに、被監査部門に対して業務改善に向け、具体的に助言・勧告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法改正及び東京証券取引所上場規程改正により、社外取締役を置くことが推奨されております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が3名おり、その3名が取締役会へ出席し必要な意見を述べており、十分な監査体制が整っております。また、常勤監査役は会社の重要な決定に関する会議に出席し、業務執行が適正に行われていることを監査しております。従いまして、社外取締役を選任していない状態であっても、経営に対する十分な監視機能を確保していると考えております。

現在の当社の企業規模や事業内容から、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行、監査の実効性を確保するためには、監査役設置会社形態が最適であると判断しております。

独立性を有する社外監査役3名により、取締役の業務執行の監督機能向上を図り、会計及び法令に精通している立場から助言・提言をすることで、経営の健全性確保が図られる体制としております。

以上のことから、将来的に現体制にて十分な監視が機能しないと感じた場合には、社外取締役の選任を検討していく方針であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令どおりに遅滞なく対応しております。決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より開かれた株主総会を目指し、3月期決算会社の集中日を避けた株主総会の開催に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は現在、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。
その他	株主総会の開催場所は、利便性のある場所の会議室等を確保する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	上場日より当社ホームページ内にIRサイトを開設し、ディスクロージャーポリシーを掲載してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針等の説明を行うことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針等の説明をおこなうことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期開催は予定しておりませんが、外国人投資家の保有状況を考慮の上、適宜開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	上場日より当社ホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし、経営企画室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、法令を順守し、社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが、株主をはじめするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上のために重要であると認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動の状況を当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、制度開示のみでなく、当社ホームページや適時開催を利用することで、幅広く当社の情報や事業内容、戦略等についても理解を深めていただけるよう努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、現在会社法第2条6号に規定する大会社には該当しないため、同法362条5項の適用は受けませんが、内部統制システムの構築に関しては重要事項であると認識しており、取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、任意に「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、役職員の職務執行が法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置いており、取締役自らがこれらを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
- (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス担当者、稟議制度、契約書類の法務審査、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保します。
- (3) コンプライアンス担当者は、当社において万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
- (5) 必要に応じて弁護士、税理士、社労士等の外部専門機関と緊密に連携し、法令遵守に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録・保管し、また、これらの情報については、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (2) 個人情報保護及び営業秘密管理に関する規定を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、多様化するリスクに備えて、「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理の統括責任者を代表取締役、リスク管理担当者を管理部長とした管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- (2) 取締役会や経営会議において当社の重要案件について情報共有等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (2) 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図ります。
- (3) 決裁やデータ管理を電子化することにより、長期出張等においても職務執行が滞ることのないよう、業務の効率化を図ります。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項ならびに業務執行に係る各種事項を適宜適切に承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務実行状況を監視します。
- (2) 内部監査人は、当社の内部監査を実施し、内部統制実施の支援、ならびに改善策について助言を行います。
- (3) 監査役は、当社役職員の職務の執行状況について監査、指導を行います。
- (4) 代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。

また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役会または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備します。

10. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程において、通報者に不利益が及ばないよう配慮します。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営状況に関する情報の共有化を図ります。
- (2) 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- (3) 内部監査や会計監査人とも3様監査等を通じて情報の共有化を図ります。

13.反社会的勢力を排除する管理体制

当社は反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めます。

14.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

「内部統制システム整備の基本方針」の「13. 反社会的勢力を排除する管理体制」のほか、「反社会的勢力対策規程」及び「新規取引における反社会的勢力排除についてのフロー」「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営の為、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

2.取引先等の調査について

当社は、管理部が主管部門となり、新規取引申請のフローにおいて、仕入先等が反社会的勢力と関係ないことを、「日経テレコン21」等にて調査を実施し、反社会的勢力との関連が無いことの確認を行った上で取引を開始しております。また、既存取引先については、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査・確認を実施しております。

3.その他体制整備の状況について

- (1) 契約書・取引規約等に反社会的勢力との関係がないことの保証や、反社会的勢力と判明もしくは関係をもった場合の取引即解約の条項を規定。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、警察・弁護士事務所・暴力団追放運動推進都民・センター等の外部専門機関との密接な連携関係を構築。
- (3) 暴力団追放運動推進都民センターへの加入及びセミナー等への参加。
- (4) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、対応統括部署に反社会的勢力情報を集約し、収集・管理を一元化。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等に合わせて必要に応じて検討をしていく予定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

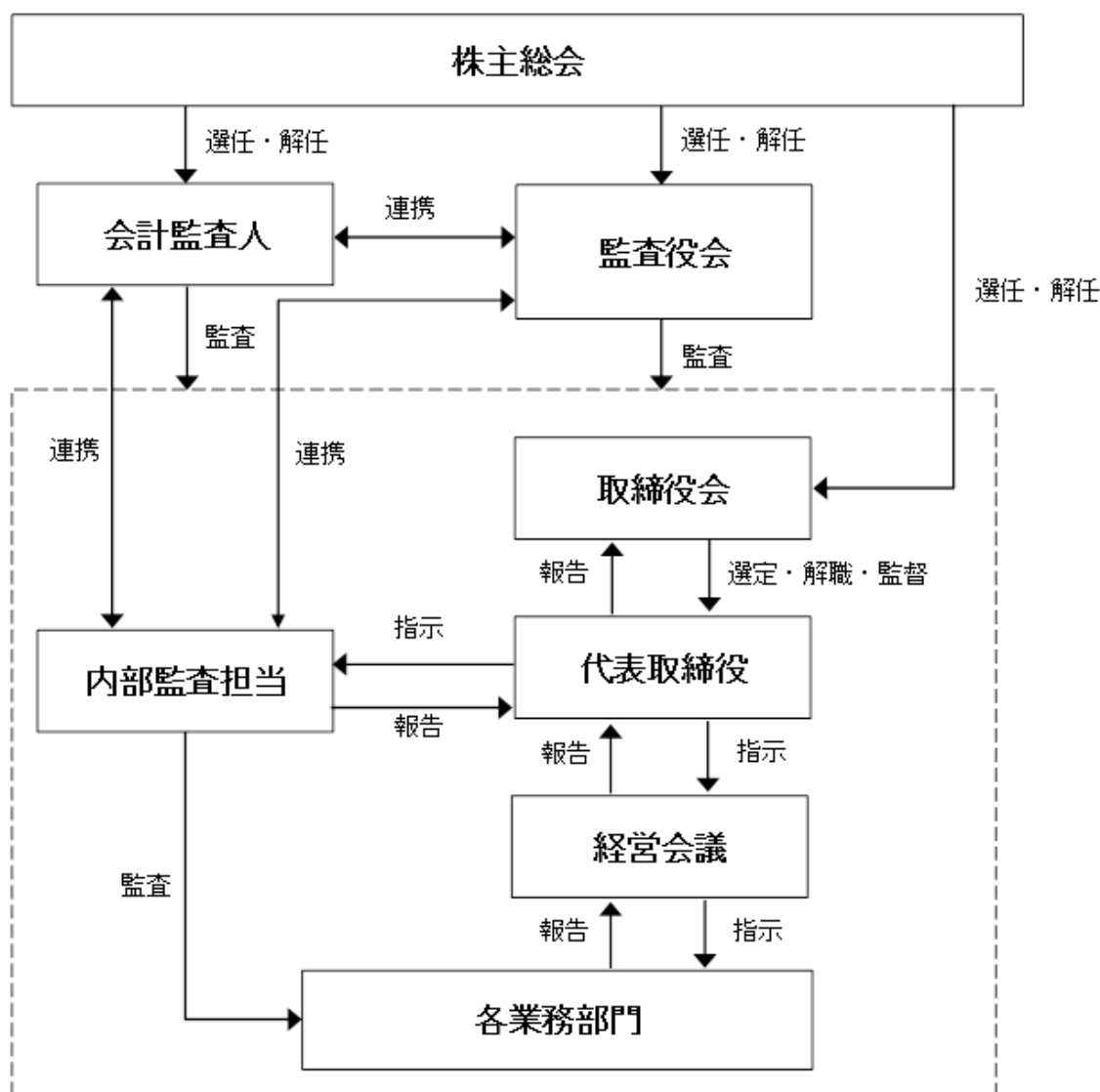
(1) コーポレート・ガバナンス体制

模式図(参考資料)をご参照ください。

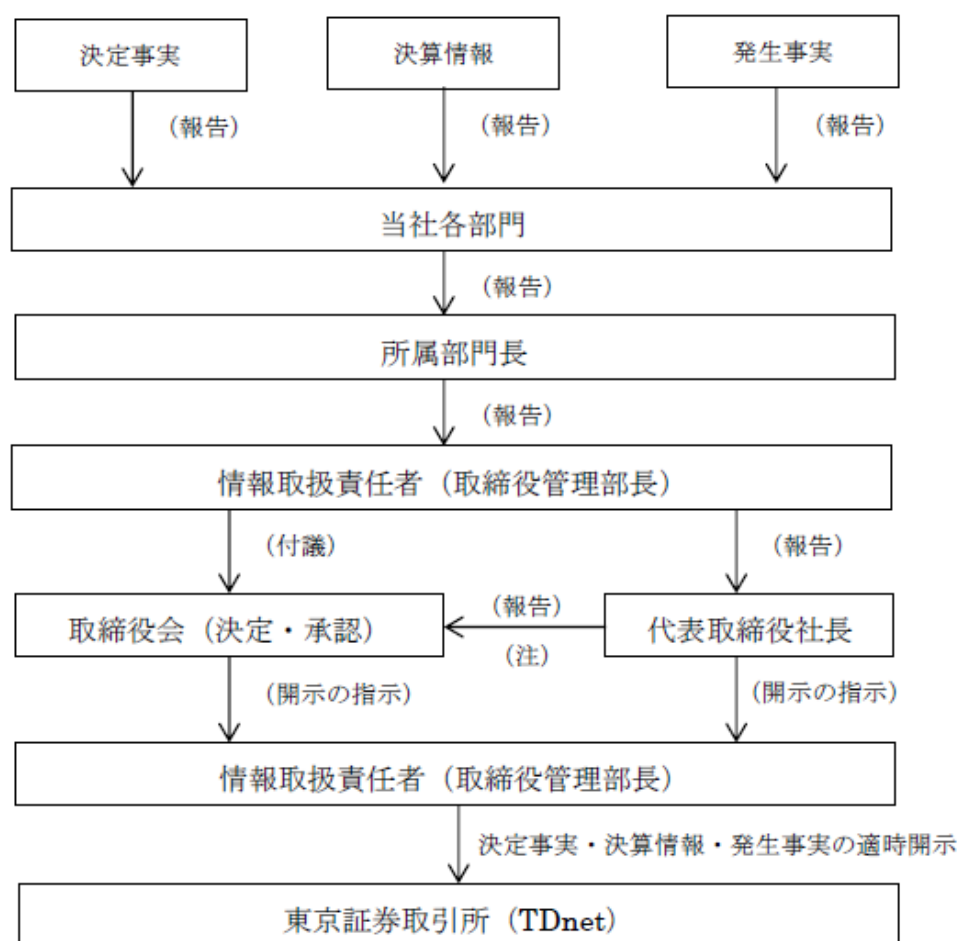
(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示規程」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は検討・手続きのうえ、管理部長・代表取締役による承認を経て、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開

（注）緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。